

# 告示

## 埼玉県告示第千三百二十一号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

表診療及び検査の項区分の欄中「急性期一般入院料七」を「急性期一般入院料六」に改め、同項金額の欄中「二、二七〇円」を「二、三二〇円」に、「二、〇七〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表身体検査（試験検査を除く。）の項金額の欄中「三、一六〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表ツベルクリン反応検査及び予防接種の

項金額の欄中「五、四〇〇円」を「六、六五〇円」に改め、同項中

ジフテリア・ 混合	ジフテリア・ 不活化ポリ	ジフテリア・ ジフテリア・
--------------	-----------------	------------------

百日せき・破傷風	一回につき	四、九〇〇円
百日せき・破傷風 才混合	一回につき	一〇、二六〇円
破傷風混合	一回につき	四、八三〇円

を

百日せき・ジフテリ 混合	百日せき・ジフテリ ・不活化ポリオ混合	ジフテリア・破傷風	百日せき・ジフテリ ・不活化ポリオ・へ b型混合
-----------------	------------------------	-----------	--------------------------------

ア・破傷風	一回につき	四、九六〇円
ア・破傷風	一回につき	一〇、三二〇円
混合	一回につき	四、九〇〇円
ア・破傷風	一回につき	一九、〇四〇円

に改め、同項金額の欄中「九、

モフィルス

二六〇円」を「九、二七〇円」に改め、同項中

麻しん風しん混合

一回につき

九、〇七〇円

を

麻しん風しん混合

一回に

つき 九、一三〇円

に改め、同項金額の欄中「五、九二〇円」を「六、二

六〇円」に、「六、〇五〇円」を「六、三九〇円」に、「六、七九〇円」を「六、

八六〇円」に、「四、二一〇円」を「四、八一〇円」に改め、同項中

結核（B C

G）

一回につき

九、〇七〇円

を

結核（B C G）

一回につき

一〇、七九〇円

に改め、同項金額の欄中「五、

〇六〇円」を「五、一三〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「七、

六六〇円」を「七、七三〇円」に、「二五、〇九〇円」を「一六、二七〇円」に、

「一五、六六〇円」を「一六、九四〇円」に、「七、八一〇円」を「七、八八〇円」

に、「八、三一〇円」を「八、八五〇円」に、「一〇、九五〇円」を「一〇、九八

〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、三一〇円」に、「二五、四四〇円」を「二五、

五一〇円」に、「一六、七六〇円」を「一六、八三〇円」に、「二六、一一〇円」

を「二六、八六〇円」に、「七、七九〇円」を「八、四八〇円」に、「一回につき

六、一二〇円」を「一回につき 六、一九〇円」に、「二三、八三

〇円」を「二三、八七〇円」に、「八、五九〇円」を「八、六二〇円」に改め、同

項中

髄膜炎菌

一回につき

二三、七七〇円

を

髄膜炎菌（四価髄膜炎菌ワクチ

ン）

一回につき 二三、八三〇円

に改める。

R Sウイルス

一回につき

二五、六四〇円